第二号書式(第十二条関係)(昭32遅令6・全改、昭33遅令12・昭50遅令36・昭53遅令32・昭57 遅令3・平6遅令12・平13国交令112・令元国交令20・一部改正)

				船	舶	件	名	書			
船舶	0)	種	類								
船			名								
船	籍		港								
船			質								
帆 船	0)	州	, 装								
総	\	ン	数							トン・	
機関の	種類	頁及	び数								笛
推進器の種類及び数											笛
進水	の	年	月						年	月	
臨検	年	月	日					年	月	日	
臨	検		地								
	年	月		日							
						所属	官庁				
						船舶獲	順度官	氏		名	(

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 船質の欄には、「鏑」、「強化プラスチック」、「アルミニウム合金」 等を記載すること。
 - 2 帆船の帆装の欄には、「三檣バーク」、「二檣トツプスルスクーナー」、「二檣スクーナー」、「一檣スループ」等を記載すること。
 - 3 機関の種類及び数の欄に記入する機関の種類は、「ディーゼル機 関」、「電動機」、「ガスタービン」、「タービン汽機」、「往復動汽機」等 を記載すること。
 - 4 推進器の種類及び数の欄に記入する推進器の種類は、「ら旋推進器」、「ジェット推進器」、「シュナイダー推進器」、「外車」、「空中プロペラ」等を記載すること。
 - 5 進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦に より記載すること。